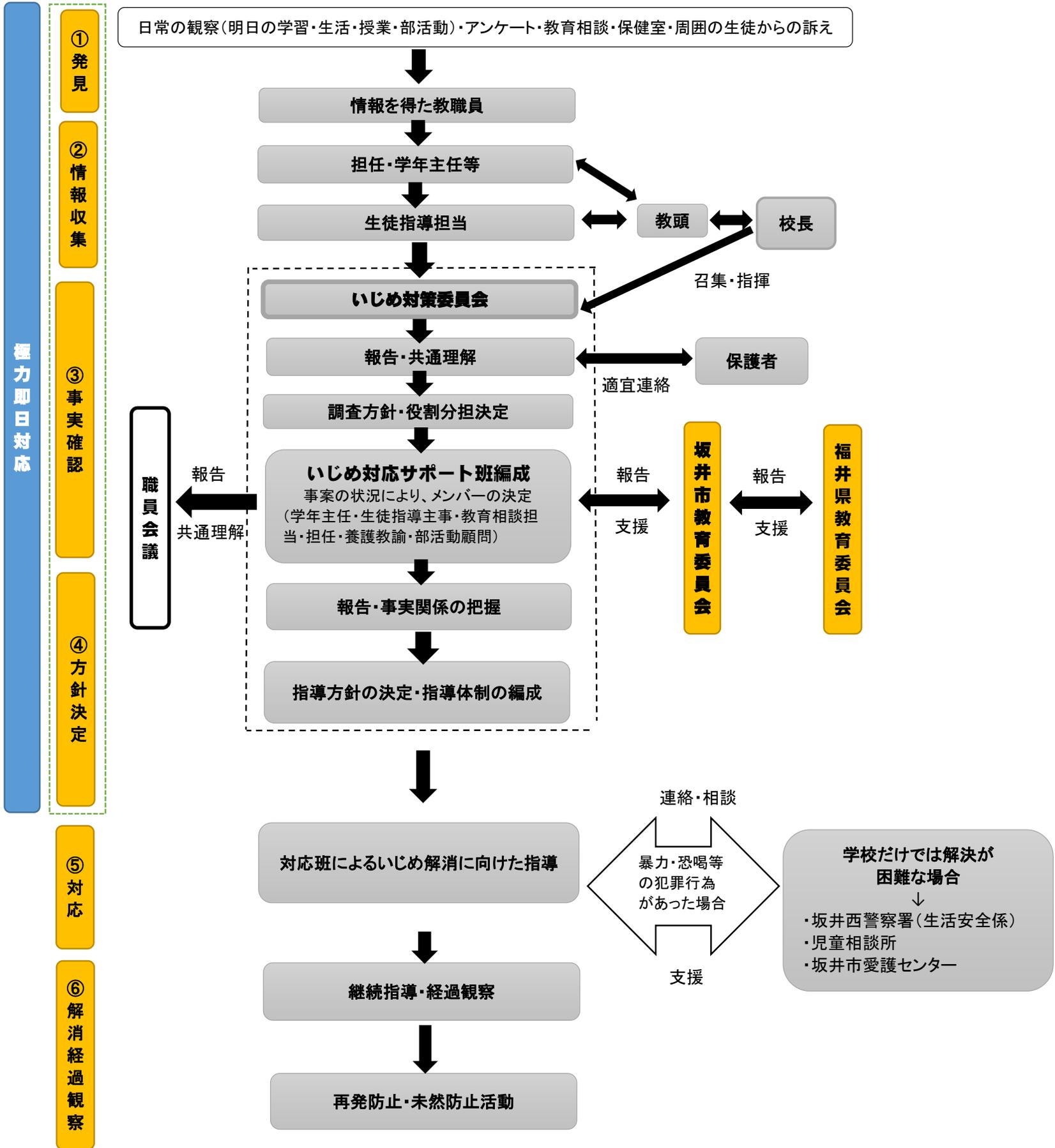


いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



- ※ いじめの発見は、①本人からの訴え②教師が見つかる③保護者からの訴え④その他とあるが、それぞれの場合において、いじめは緊急の問題だという認識をもち、その後の指導にあたる。
- ※ 事実関係のみをメモし、整理する。特に本人や保護者からの訴えをよく聞いて、事実関係を具体的にメモして整理する。
- ※ いじめの発見、訴えからいじめ事実関係の報告、関係者の情報などにより、指導方針決定を24時間以内に行う。
(報告・連絡・相談を密にして、適正・迅速な問題処理を行う。)
 - ・加害者、被害者との個人面談による事実関係の把握
 - ・加害者の保護者への連絡
 - ・被害者への配慮 ・傍観者への指導
- ※ いじめが解決したかどうかを本人および保護者に確認して、解決するまで継続して取り組む。
- ※ 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合
 - 速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
 - 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
 - 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口(教頭)を明確にし、誠実な対応に努める。